

(仮称) 西能登ウィンドファーム  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 4 月

株式会社 Loop

## 目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	4

## 第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 か月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

平成 30 年 2 月 1 日（木）

#### (2) 公告の方法

##### ①日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

石川県の下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成 30 年 2 月 1 日（木）付 北國新聞、北陸中日新聞

※平成 30 年 2 月 10 日（土）及び 11 日（日）に開催する説明会についての公告を含む

##### ②折込チラシによるお知らせ（別紙 2 参照）

輪島市、志賀町の下記日刊紙に折込チラシを同封した。

・平成 30 年 2 月 1 日（木）付

北國新聞、北陸中日新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞

##### ③インターネットによるお知らせ

平成 30 年 2 月 1 日（木）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・株式会社 Loop ホームページ（別紙 3 参照）

<http://www.loop.co.jp/>

### (3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等の施設 7 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

#### ① 地方公共団体庁舎等の施設での縦覧

- ・ 石川県庁 行政情報サービスセンター
- ・ 石川県奥能登総合事務所 総務企画部企画振興課
- ・ 輪島市役所本庁舎
- ・ 輪島市門前総合支所
- ・ 輪島市立図書館
- ・ 志賀町役場 環境安全課
- ・ 志賀町富来支所

#### ② インターネットの利用による縦覧

- ・ 株式会社 Loop ホームページ  
<http://www.loop.co.jp/>

### (4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 30 年 2 月 1 日（木）から平成 30 年 3 月 5 日（月）まで  
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとした。  
ただし輪島市立図書館は、  
火～金曜日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで  
土日祝日 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで  
（休館日 月曜日、第 4 木曜日） とした。

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

### (5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 11 件であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

#### ① 平成30年2月10日(土)

・開催時間及び場所：

14:00～16:00 志賀町富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地)

来場者数：14名

#### ② 平成30年2月11日(日)

・開催時間及び場所：

14:00～16:00 輪島市門前会館(輪島市門前町走出6の92番地2)

来場者数：17名

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

平成30年2月1日(木)から平成30年3月19日(月)まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた(別紙4参照)

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②株式会社Loopへの書面の郵送

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は11通であった。

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は36件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（1）

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
1	あまりにも、大きいので、音、倒壊のおそれ、威圧感（景観）等が懸念されるが、考慮されるのか	騒音、景観については環境影響評価を行い、影響を低減できるよう配慮して参ります。倒壊への懸念については、建築基準法に基づき風力発電機的设计を行い、また工事に当たっては十全な事前調査を行った上で計画を設計いたします。
2	又、門前の方だが、0.55km、0.6kmの離れのところがあるが、少なくとも0.7km（水平距離）は必要と思うが、理解は得られるのか？	風力発電機から住居への離隔に関しては、今後の調査、予測及び評価を踏まえて引き続き検討していきますとともに、地域住民への説明会を開催しご理解を得られるよう努めます。
3	対象事業の内容について、事業期間が記載されていないが、事業開始から20年間なのか。	基本的には20年間を想定しておりますが、事業終了時期の状況や地域住民からのご意見などを踏まえ、事業継続する可能性もごございます。
4	事業に必要とされる上地は、購入か、借り受ける計画なのか。 山林に風力発電事業を設置する計画ということで、事業用地の樹木等は伐採し造成するとしている。どれだけの樹木を伐採し、どのくらいの面積が可変することになる計画なのか。	地権者との交渉次第ですが、基本的には借地とする方針です。事業用地の造成は2400㎡から3000㎡を想定しております。今後、土地の改変に関する計画の検討を進め、アセスの調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で準備書にてお示しいたします。
5	事業が終了した後の事業用地（風力発電所、輸送・管理道路、開発に伴う調整池・沈砂池等）は、どうされる計画なのか。 従前のように山林に戻すのか。戻すまでには相当な期間を要すると思われるが、その間に風水害の災害等があった場合は、設置した事業者の責任でその対応をされるのか。 一部施設（道路、調整池、沈砂池等）を残すとした場合は、誰が維持管理するものと考えているのか。土地所有者か事業者か。	事業終了後は、風力発電所は撤去し撤去後は原状復旧を基本としますが、詳細は地権者との協議となると考えております。また、道路等の施設に関しては、地元等との協議により必要であれば、そのまま残すことも考えられますが、維持管理主体については、地権者等との協議により決めることとなります。
6	風力発電機が選定されていないが、いつ決定するのか。 風力発電機の諸元を決定しないで、適正に環境影響評価が行えるものか。	機種は最終的には評価書段階で決定となります。予測評価は、採用候補機種のうち、環境影響が最も大きくなると想定される機種の諸元を基に行います。安全側に立った予測評価を行うこととなりますので、適正な環境影響評価が行えるものと考えております。
7	配慮が必要な住居・学校・福祉施設等に対して可能な限り離隔を確保するとしているが、配慮すべき施設の配置の状況及び住宅の配置の概況のP156、157には4か所（0.55km、0.7km、0.9km、0.7km）の距離が記載されているのみであり、その他の住居等までの距離関係が図中に全く記載されておらず、周辺の近接する住居等の距離関係についても記載し、配慮されているのかどうか分かるように記載すべきではないか。	方法書においてはそれぞれ風力発電機から最も近い施設ないしは住宅からの距離を示しております。そのため、距離をお示ししていない住居等はそれよりも離隔が確保されている状況です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (2)

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
8	<p>「風力発電所に係る騒音・低周波音に関する問題の発生状況」（環境省資料）によると、風車から 1km 程度離れている住民からも苦情があったと記載されているが、どの範囲まで影響があると考えているのか。</p> <p>この方法書では、どれだけの離隔をとることとして作成されているのか。</p> <p>その考慮した離隔の範囲にどれだけの住居等があるのか。</p> <p>また、考慮を検討した地域の環境影響評価が適切に実施できる方法書となっているのか。</p> <p>地域の特性を踏まえた残留騒音との比較検討ができる方法となっているのか。</p> <p>実施区域周辺には、多くの住宅が点在している状況であり、比較評価できるのか。</p>	<p>ご指摘のとおり、1km 程度離れている住民からも苦情があったという記載はございますが、音の感じ方には個人差があること、環境毎に気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境においては一律の距離基準を設けることは困難であると認識しております。</p> <p>p. 157 にお示しいたしました住居等の配置状況や、実際の地域の状況を鑑みながら調査、予測及び評価を行います。また、調査手法につきましては科学的知見に基づき計画したものであり、適切であると考えております。</p>
9	<p>風力発電機 30 基の設置箇所が記載されているが、風力発電機の設置が全く記載されていない地域も、対象事業実施区域として囲われている。なぜ、これだけ広い 3,240ha の面積を実施区域とするのか。事業実施区域が絞り込めていないのはなぜか。</p>	<p>対象事業実施区域の設定の経緯につきましては p. 445 に記載したとおりです。</p>
10	<p>事業実施区域は 3,240ha という広大な面積で、南北約 20km、東西約 7km あるが、環境影響調査としては、大気質調査地点（一般）及び通年気象調査地点が 1 箇所、大気質調査地点（沿道）が 2 箇所、騒音・低周波音調査が 15 箇所、近接河川の水質調査地点が 6 箇所、表層地質調査地点が 4 箇所、景観の調査位置が 18 箇所等となっている。</p> <p>これらの調査地点は、影響を受けるおそれがある地域として、事業実施区域及びその周囲という記載等に留まっており、具体的に選定した根拠や理由が明確に記載されておらず、詳細な場所を示す図面もない。</p> <p>周囲の住宅、畜産業、河川、地形等を考慮した適切な調査地点となっているかどうか風力発電機の設置箇所とあわせ検討した経緯を具体的に示すべきではないか。</p> <p>一部養鶏場がある地域を事業実施区域から除いた形で事業実施区域が変更されているが、そういった地域周辺に調査地点がないのはなぜか。影響が想定されるため、離隔距離をとっているならば、現況の騒音・低周波音等の調査が必要ではないか。影響を受けるおそれがある地域（住宅等）周辺については、適正に評価するためにも、現況の調査地点に追加して調査すべきではないか。</p>	<p>調査地点についての選定根拠等は第 6 章に記載を行っておりますが、より具体的な記載を準備書にて行うことといたします。詳細な図面等についても併せて準備書にてお示しいたします。</p> <p>養鶏場への環境影響につきましては、p. 445 にお示しした理由で対象事業実施区域から除いたことで、十分な離隔を確保できたと考えており、かつ当該地域に住居が存在しないことから、現況の騒音・低周波音等の調査地点を設けておりません。また、対象事業実施区域及びその周辺においては影響を受けるおそれのある地域を中心として、適正に環境影響を評価できるものとして方法書の調査地点を選定しております。</p>
11	<p>能登の地域は、特に落雷が多い地域である。風力発電機にも落雷する事故が多いと聞かすが、風力発電機が火災となることはないのか。</p> <p>また、風力発電機に落雷し、その周辺にも落雷する危険性が増加するのか。危険性が増加するならば、風力発電機からどれだけ離隔すれば影響を回避できるのか。</p>	<p>風力発電機は、本事業区域で定められている雷保護対策の規格等の関係法令に準拠し、避雷システムを具備した設備を導入いたします。なお、風力発電機設置により、周辺地域に落雷する危険性が増加することは聞いておりませんが、風力発電機が落雷した場合でも、その周辺にその落雷の害が及ぶことがないように設計、設置を実施します。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (3)

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
12	<p>事業実施区域を示す図面が小さくて、わかりづらいが、地域の重要な基幹道路である広域農道の沿道に風力発電機の設置箇所がある。</p> <p>風力発電機は道路からどれくらい離れているのか。</p> <p>石川県知事の意見に対する事業者の見解では、関係市町と協議し、道路端から可能な限り離隔を確保するよう努めるとしているが、関係市町と協議された結果が反映されているのか。</p> <p>また、どれくらいの隔離が、安全に十分に配慮した離隔と考えているのか。</p> <p>また、道路景観への影響を考慮した設置箇所を検討しているのか。</p>	<p>広域農道から最も近い風力発電機は No. 30 で約 70m です。関係市町との協議結果も踏まえ、可能な限り離隔を確保しております。</p> <p>安全に十分に配慮した離隔に関しては、関係市町との協議の中でも具体的な数字が示されなかったこともあり、目安の設定はしていませんが、道路からの離隔に関わらず安全に十分に配慮した形で風力発電機設置を行います。</p> <p>また、道路景観への影響は考慮していません。</p>
13	<p>石川県知事意見に対する事業者の見解の NO. 3 について、方法書の作成にあたっての事業者の見解で、本方法書 7.2.2 において、対象事業実施区域の絞り込み過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯及び理由を具体的に記載いたしますとしているが、この方法書 P. 442 以降では、経緯も理由も具体的に示されているとは言い難い内容となっていると考える。</p> <p>事業者は、経緯と理由を具体的に示すことができないのか。</p>	<p>p. 442 以降に経緯及び理由を具体的に示していると考えております。</p>
14	<p>石川県知事意見に対する事業者の見解 NO. 16 について「富来鉦山の保全にあたり、協議の中で志賀町より具体的な工区等の情報が示されたため、方法書においてはそれらを考慮した風車配置といたしました。」と記載されているが、町のテレビでは、富来鉦山の一部の調査が終わり、引き続き調査していくという内容でした。</p> <p>考慮した風車配置とありますが、現在選定されている風車の配置は、どのように考慮したのでしょうか。</p> <p>富来鉦山の区域では、地形からは想像できない陥没した跡もあると聞きますが、風車を設置しても大丈夫な場所をうまく選定できるのでしょうか。</p>	<p>富来鉦山については、知事意見にあるとおり、志賀町との協議を重ね、2017 年 12 月時点で志賀町が遺産調査に入っている周辺地域を外して、風力発電機設置可能性がある範囲に配置をしました。</p> <p>今後も志賀町には、遺産調査状況等の情報提供の協力を求め、またアセス調査結果等も踏まえ、適切な風車配置計画の作成、見直しの検討を行います。</p> <p>風車設置位置の安全性の確保については、関係法令等の基準に従います。また、最終的な風車設置位置でボーリング調査を実施し、専門家の指導も踏まえて設計を行います。</p>
15	<p>山が痛々しい</p>	<p>事業を進めるにあたって、山における植生や景観についても影響を把握してまいります。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（4）

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
16	<p>1. 方法書内に用いられている地図が古く、事業者としての説明を十分果たせていない。よって、方法書を再作成し、再提示するよう意見する。</p> <p>方法書内にある地図が、多くの場合において、現在の地図が使われていない。相当古い地図を用いて作成しており、現況を十分に反映させたものとはいえない。しかも、これは1つだけではなく、多くの地図でそうである。これでは、方法書として十分なものとはいえないであろう。また、そのような地図を使った理由についての記述は、方法書の中に一切ない。</p> <p>住民等が環境へのアセスメントについて意見をするためにも、方法書は十分な説明となっているべきである。よって、その点を改善した方法書の再作成と再提示を意見する。経済産業大臣の意見及び石川県知事の意見において、「住民の意見が反映」するよう求めているが、しつかりとした説明（できるだけ最新の地図を用いた方法書による説明）のもと住民が意見することが出来る。よって、これらの地図は、説明責任（アカウタビリティ）が欠如している。環境への影響のみを意見するにも事業者による説明が不可欠であり、それ自身が成立していない。なお、下記の範囲がそれにあたるので、このエリア3基(No1～No3)の計画を削除するのであれば問題ないと思われる。</p>	<p>図書中の図面は様々な情報を重ね合わせて作成することから、重ね合わせを行っても見やすい等作図に適した地図を使用する必要があります。条件に適合する地図のうち入手可能な最新の地図を用いておりますが、最近造られた道路等が記載されていない場合には状況を確認し適宜追記する形とさせていただきます。今回はその追記が間に合っていないとのご指摘として承りました。</p> <p>ご意見を受け周囲の状況を衛星写真等で確認いたしました。それを踏まえて方法書における調査手法等が大きく変わることはございません。準備書以降においては適宜図面を修正してまいります。</p>
17	<p>2. 計画している発電機の環境へ与える影響の精査と施設の縮小を意見する。</p> <p>方法書 2.2-1 表および 2.2-2 図及び 2.2-3 図からは、能登にこれまでないような巨大な風力発電装置の設置が計画されている。一方で、これまでの能登にある風力発電施設と対比した上での環境への影響が不明であり、既存の風力発電装置と同程度のものに計画を変更すべきである。既存設備が小さいのも、能登特有の状況を反映していると思われる、環境への影響を最小限にするためにも巨大な風力発電装置の必要性が、方法書からは読み取れない。また、そのような記述も一切なく、住民には分かりづらい。</p> <p>逆に、この 2.2-1 表および外形図 2.2-2 図及び 2.2-3 図のような風力発電装置を導入するのであれば、環境への影響が軽微であることを、能登にある既存の風力発電装置と対比した記述が住民への説明としては必要であろう。しかし、それがなされていない。よって 2.2-1 表および外形図 2.2-2 図及び 2.2-3 図にある風力発電装置ではなく、能登に既存のものと同程度の規模の発電装置の設置とするよう意見をする。</p>	<p>既存の風力発電施設は平成16年～平成27年に運転開始されております。それらの施設における風力発電機の機種は当時の情勢を鑑みて適切なものを選定したものと認識しておりますが、当時と比べると現在の風力発電機の性能は技術革新により格段に向上しており、それに伴い風力発電機の大規模化が進んでいる現状があります。</p> <p>風力発電機の性能の向上により、単機出力が既存施設よりも大きいものでも必ずしも環境影響が比例する形で増大するものではないため、環境影響評価にあたっては単機出力のみならずメーカーや性能等も異なる既存の風力発電装置との対比は行わず、想定している機種の諸元による予測評価を行うことが適切であると考えます。</p> <p>なお、環境影響評価手続においては、既設風力発電施設の影響も加味して、予測・評価を行います。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (5)

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
18	<p>3. 大まかな大型部品の搬入ルートが示されていない風力発電装置の計画を削除を意見する。もしくは、それを加えた方法書の再提出を意見する。</p> <p>2.2-6 図に、工所用資材等の搬出入に係る車両の主要草稿ルートが示されている。しかし、輪島市門前町道下から同町千代にかけて計画されている風力発電装置No1 からNo3 にかけての搬入ルートが示されていない。これをもって十分な方法書とはいえないし、環境評価への意見など説明なしにできない。よって、上のNo1～No3 を計画から削除を意見する。もしくは、これら3基の計画を引き続き行うのであれば、再度、方法書を作りなおし、これらを記載した方法書の再提出が必要であろう。これは、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五条「事業者は、（中略）、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、（中略）、次に掲げる事項（中略）を記載した環境影響評価方法書（中略）を作成しなければならない。」同条三項「対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況」同条七項「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）」ということに反する。</p>	<p>大型部品の搬入ルートは、現状の計画を方法書のP13に示しているとおります。</p> <p>第2.2-6 図では生コンクリート工場から対象事業実施区域までのルートを記載しております。また、対象事業実施区域内では、広域農道を利用する予定です。No.1～3のエリアにおける搬入ルートは利用を予定している広域農道が完成していないこと、取付道路の設置箇所についての計画熟度が十分でないことからお示ししておりません。工事関係車両からの影響については、走行ルート沿いの住居等を対象として、調査・予測・評価を行います。</p> <p>対象事業実施区域内の広域農道沿いには住居等が存在しないため、一般国道249号沿い調査地点を設定することで環境影響を把握することが適切であると考えており、当該ルートを方法書でお示ししていないことにより、調査計画をご理解いただくにあたって支障を及ぼすことはないと考えております。</p>
19	<p>4. 自動車騒音の状況が計画区域から大幅に離れており、十分な説明となっていないため、現地調査による把握を意見する。</p> <p>3.1-18 表、自動車騒音常時監視による面的評価結果の①～③に用いられている評価は、輪島市門前町道下から同町千代までの風力発電設備 No1～No3 のに用いられている場所とは、相当離れた調査（ものによっては3km以上）であり、これらをもって、十分な現状を示しているとは思えない。よって、No1～No3 の真ん中を走る道路での調査を行い、現在の環境状況を調査すべきである。</p> <p>上記輪島市門前町道下から同町千代までの風力発電設備 No1～No3 の間の状況の調査をし、住民への報告を求める。その後、環境への評価について意見したい。ただし、輪島市門前町道下から同町千代までの風力発電設備 No1～No3 のについての計画を削除するのであれば、その必要はない。</p> <p>また、3.2-15 表も同様であり、同じ地域において、上記の風力発電装置設置予定の道路についての調査がない。これらについて再調査し、方法書の再提出を意見したい。なぜなら、それらのデータがないと環境への十分な評価がなされないからである。</p>	<p>方法書3章に記載している内容は入手可能な最新の文献その他資料により把握した情報となります。現地調査の計画にあたって参考とはしておりますが、ご指摘の地域について調査地点を設定していないことは3章に記載した内容には起因しておりません。</p> <p>対象事業実施区域内の広域農道沿いには住居等が存在しないため、一般国道249号沿い調査地点を設定することで環境影響を把握することが適切であると考えているため、現状の調査地点を設定しております。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (6)

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
20	<p>5. 景観及び人と自然とのふれあいの活動の場の状況の調査に欠如している場所（「まんだら村」）がある。よって、それを踏まえたものを作成していただき、方法書の再提出なり今後の計画に反映するよう意見する。</p> <p>輪島市門前町大生の「まんだら村」は、平成の「ふるさと創生事業」を用いて整備され、毎年6月の第1週の輪島市民祭りの門前会場として、桂文珍による独演会を行っており、すでに20年以上続いている。桂文珍らが保有する「まんだら村」は、旧門前町の自然事業として、人と自然がふれあう場として、多くの来訪者がある。具体的には、県外の方の昨年ののべ宿泊人数は1000人を超え、輪島市民を含めると交流人口は年間のべ1万人を超える。そのような自然とのふれあいの場が方法書には書かれていない。これらは、3.1-49表や3.1-33図に反映させるべきである。3.1-49表の2の赤神の施設に比べ、交流人口が多く、人と自然のふれあい活動の場といえよう。まずは、「まんだら村」について十分に調査し、実態把握をした上で、方法書への反映するよう意見したい。くわえて3-1-51表にもこの記載がなされていないことを指摘しておきたい。</p> <p>さらに、「まんだら村」に、直線距離で1km未満に計画されていえる輪島市門前町道下から同町千代までの風力発電設備No1～No3が大きく係ってくることになる。よって、この3基の計画がなくなるのであれば、この意見として反映する必要がないことを付記しておく。</p>	<p>ご指摘を踏まえまして、まんだら村における人と自然との触れ合いの活動について状況を確認し、必要に応じて今後の調査計画に反映いたします。</p>
21	<p>6. p. 251 の評価結果と現状との差異に関するの風力発電施設設置計画の変更へ意見する。</p> <p>p. 251 の評価結果において、「住宅等が約0.4kmであり」との記載があるが、輪島市門前町千代に最も近いNo3の計画地から0.4km以内に民家（住民が居住）があり、当初の計画段階配慮書（以下、配慮書）における調査不備がある。右の航空写真の下部の○印がその住宅である。そのため、上記のNo3の発電装置設置計画の削除もしくは、計画地の大幅な変更を意見する。これは、方法書・配慮書ともに現場での調査が不足しているからである。また、住民の住環境への影響が大きいと推察され、環境への意見書としては妥当であろう。また、経済産業大臣・県知事にも、これは留意していただき、意見をさせていただきたい旨、住民として意見する。</p>	<p>これまでNo.3の属する地区への住民説明会を開催し、風車位置についての説明を行うなど等情報収集に努めてまいりましたが、風力発電機から340mの距離に位置する住居に関する情報を得ることはできませんでした。</p> <p>ご意見を踏まえ、この度当該住居の状況を確認いたしましたので、配置書に記載した環境配慮の考え方に従い、最低限400mの離隔確保するよう配置を見直します。ただし、これはあくまでも最低限の離隔距離であり、今後実施する調査、予測及び評価の結果を踏まえ、より影響を低減できるようなさらなる離隔を検討していきます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（7）

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
22	<p>7. 騒音調査地点の追加設置を意見する。</p> <p>騒音②の「騒」の字の馬の字のところに住宅があり（以下、該当住宅）、住民がいる。これが、左上「騒音①」の対象風力発電装置計画位置に近い。よって、騒音①-2 を作成し、騒音①と同時に、そちらでの騒音に関する調査をすべきである。なお、左図は、地域住民に配布された「環境影響評価手続きにおける現地調査計画書」より抜粋したものである。</p> <p>計画の騒音①と、当該住宅とのどちらの方が近いのかは、方法書が、本意見書 1 の理由により、分からない。しかし、現地の主な風向は海から山に向かう海風である。よって、このような意見をする。なお、これまで同じであるが、輪島市門前町道下から同町千代までの風力発電設備 No1～No3 の計画を削除するのであれば、この 7. の意見もこれに当たらない。</p> 	<p>上記のご意見により当該範囲の風車位置を見直すことから、近隣に設定している調査地点に関しても適宜見直します。</p>
23	<p>8. 6.2-2 表（56）（57）、調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合い活動の場）へ、調査場所の追加および調査回数について意見する。</p> <p>上記 5 の通り、輪島市門前町「まんだら村」は、この人と自然との触れ合い活動の場である。よって、そこでの現地調査、聞き取り調査を実施すべきである。特に、毎年 6 月第 1 土曜日に行われる輪島市民祭りの会場でもあり、そこでの来訪者による現地調査は欠かせない。また、4 月から 11 月にかけて、地元の人が早朝から夕方まで多くの人を訪れる自然の場であることを調査を通じて、みていただきたいことを意見する。よって、6.2-2 表（56）にあるような、「利用状況を考慮した時期 1 回に程度調査する」というのは、不合理であり、十分な調査としては適さない。まずは、4・6・8・10 月に調査を行い、人と自然とのふれあいの状況を綿密に調べるように意見する。そして、「まんだら村」の調査によって、輪島市門前町道下から同町千代までの風力発電設備 No1～No3 の計画への走行ルートに大きく影響を及ぼすことが明らかになるはずである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、まんだら村における人と自然との触れ合いの活動について状況を確認いたします。</p>
24	<p>9. 7.1-1 表 石川県知事の意見に対する事業者の見解への意見</p> <p>No2 への事業者の見解としてあがっている「周辺住民（中略）の理解と不安解消を図るため、必要な情報の周知、十分な説明と意見の聴取」が、平成 30 年 2 月 28 日現在、十分ではありません。なぜなら、輪島市門前町の住民への説明会は公式には 2 回（平成 30 年 2 月 11 日・平成 29 年 11 月 11 日）にとどまり、もしくは、それしか把握できないような周知しか行っていないためである。よって、これへの完全な履行を求める。</p>	<p>2 月 11 日以降、まんだら村には、代表者へ現況調査概要の説明（2 月 26 日）、事業計画等に関する質疑に対する詳細説明（3 月 9 日）を行い、4 月中に「まんだら村要請の低周波等について説明会」を予定しています。</p> <p>地区単位の説明会を通じ、近隣住民への必要な情報の周知、説明そして意見の聴取に努めます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (8)

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
25	<p>10. 方法書についての住民説明会の質疑応答に於いて、回答に不明確な部分があるので再度意見する。</p> <p>質問① 広域農道は我々の生活道路であり、そのすぐ傍に風車が建つのは脅威である。近くに人が住んでいるのに建てるのは納得がいかない。なぜここが候補地になったのかわからない。</p> <p>回答 広域農道からの近さに関しては、ある程度入った所に選定している。人の感覚なので十人十色で、100m入っても近いでしょうし、そこは感覚だが、広域農道から入ってすぐそこというわけではない。ただ、近いといえば近い。</p> <p>意見 広域農道及びそれとほぼ平行に走る旧道は、ともに我々にとっては毎日利用する生活道路である。この地域は落雷も多く、風車が破損した場合はその飛散により大きな事故の可能性がある。巨大な風車と生活道路との距離は、「人の感覚」で済まされる問題ではない。万が一破損した場合、その飛散物は何 m 飛ぶのか、その威力はどの程度なのか、同形状・同素材で最大風速も考慮し検証していただきたい。この実験が公に実施されない限り、その安全性は認めることができない。たとえそれが過去に例がないことだとしても、人命がかかっていることであるから、科学的な根拠に基づいたデータをとることは事業者として当然の責任である。</p> <p>質問② もし風車が建ったとして、建った後にいろんな影響が出てきて、医学的にその関係がはっきりした場合には、補償は考えているのか。</p> <p>回答 万が一我々が想定していなかったような被害が我々の発電所を起因して起きた場合には、もちろん稼働を止めないといけないと思いますし、起こったことに対する責任を取らないといけないと考えている。ただ、風力発電所に起因しての健康被害が具体的にどういうことが起きるかわからないし、起きたというのもし聞いたことがないので、どういう補償内容になるかわからない。もちろん社会的責任があるので、何かしら会社として対応するべきだと思う。</p> <p>意見 和歌山県の医師汐見文隆氏の論文（2011年）から引用する。 「世界、特に日本国内において、近年各種の低周波音発生機器の増加に連れて、低周波音の被害者が着々と増加しておりますが、この国では長年その被害を無視し続けて今日に至っております。 低周波音過敏症には明確な科学的根拠が証明されています。被害現場の低周波音測定を実施しますと、31.5 ヘルツ以下の低周波音域のどこかに不自然なピーク（卓越周波数）が証明されるのです。自然音と違って人工的な低周波音ですから、一定の同じ周波数の低周波音のピークが長時間測定されます。それによって原因が証明できるのです。 このピークの長時間の存在が右脳受容を左脳需要に</p>	<p>風車発電機の安全性の確保については、関係法令等の基準に従い、十分に検討いたします。万が一破損した場合の飛散物の飛距離及び威力等については可能な限り資料をお示しいたします。</p> <p>また、本事業においては低周波音についても環境影響評価を実施して参ります。風力発電機による健康被害に関しては科学的な知見から因果関係が十分証明された場合には社会的責任に基づき対応いたします。なお、対応の具体的な内容につきましては、被害が発生した際に対応が必要となる対象者の状況を鑑み検討いたします。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (9)

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
25	<p>転化させる『釣り針』のような役割を果たしていると考えられます。これがピークのないフラットな低周波音であれば、相当高い音圧（デシベル）であっても、左脳受容のような現象は容易に発生しないとみられます。」</p> <p>つまり、健康被害が風力発電所に起因するかどうかは、風車が建つ前と後の低周波音を測定し、比較すれば明確であるということである。</p> <p>同じく汐見氏の論文より。 「医学の基本では、すべての疾患は二大別されます。 ①外因性疾患（原因が身体外にある） ②内因性疾患（原因が身体内にある） 低周波音被害は外因性疾患の典型です。原因を明らかにしてそれを無くせば、病気は治癒します。原因をそのままにして対症療法をいくらやっても、効果がないというのがその原則です。音源を停止すれば被害がなくなる、あるいは音源の影響しない遠くへ逃げ出せば被害がないというのは、誰にでも理解される外因性の証明です。」</p> <p>したがって、健康被害の因果関係が明らかな場合には、その症状にかかわらず、風車の稼働の停止、もしくは避難に関わる一切の費用が補償されることを求める。</p>	<p>(前ページより続く)</p>
26	<p>11. まんだら村（町営大生自然休暇村）の自然環境の保全に関して意見する。</p> <p>門前町が作成したまんだら村入村案内に「鳥のさえずりに目覚め、木のざわめきを聴きながら物思いにふける。そして夕日を眺め潮の音をBGMに食談を楽しむ。そんな理想の空間がここにある。かつて密教の修行の空間であり、その後曹洞禅の栄えた能登半島門前町の高台に、これからの時代をいかに生きるかを考える人々の生活空間として、まんだら村を創りたいと考えている」とある。</p> <p>ここに屋敷を構える入村者は、まさにこの提案に賛同し、将来永きにわたってこの自然空間を楽しめると期待して入村し、実際にこの自然環境を楽しんでいる。この素晴らしい景観・自然の音・動植物（村内では絶滅危惧種のアカハライモリも確認されている）は、この土地の貴重な財産である。これが守られないということは、門前町の契約違反となる。よって、当該事業主は門前町（現輪島市）と詳密に協議する必要がある。</p>	<p>まんだら村入村者と門前町（現輪島市）との契約内容の詳細は契約当事者ではないため分かりかねますが、環境を保全すべく調査、予測及び評価を適切に行っていくほか、地域住民及び関係自治体とのコミュニケーションにも引き続き努めてまいります。また、風力発電機の設置にあたっては各種法令を遵守し進めてまいります。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（10）

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
27	<p>12. 大本山総持寺祖院がある門前町の環境を守ることは、国の観光資源を守ることであり、その景観・騒音には特に配慮が必要であることを意見する。</p> <p>全国どこでもそうであるが、町を発展させる又は衰退させないように将来を考えると、その町の持っている財産を生かすことが肝要である。門前及び周辺の場合を考えると、曹洞宗総持寺派の大本山があった江戸時代からの「禅の里」を生かすことが一番である。</p> <p>最近が高野山へ外国人（特にフランス人）も沢山訪れているようであるが、訪れた外国人があまりにも騒々しいとクレームをつけているようで、連想していた精神世界の場ではなくなっているようである。このようなことを考えると、この門前は恵まれた環境にあり、また能登空港を利用すれば東京から短時間で来られ、今政府が国を挙げてインバウンド運動を進めている折から、外国からの観光客を取り込むことも可能である。これらの来訪者に満足してもらおうとすると、寺院のみならず周辺部も禅の里の世界になっていなければならない。現地において世界から求めてられているものは、巨大な建造物ではなく、静かで豊かな精神世界である。</p> <p>地方創生の見地からも、経済産業大臣・県知事には熟慮していただき、意見を求めるものであります。</p>	<p>環境影響評価に対する科学的知見に基づくご意見とは異なるものと認識しておりますが、まず、環境影響評価において風力発電機からの騒音の影響については、周辺地域で日常生活を営む方々への影響を評価するものであり、大本山総持寺祖院はその対象とは考えておりません。また、騒音は距離により減衰することから、より風力発電機に近い住居等を騒音の予測対象地点としているため、大本山総持寺祖院周辺にはは設定いたしません。</p> <p>大本山総持寺祖院周辺の環境を守るうえでの景観上の配慮については、今後、必要に応じて関係機関等のご意見も聞きながら検討していきます。なお、景観の調査地点の選定において、寺院等に併設して「展望台」等がある場合や高台にあって遠くの見晴らしが良い等の場合には、寺院等を眺望点に選定することはありますが、大本山総持寺祖院については上記に該当せず、「寺そのものを観賞する」場所であることから調査地点として設定しておりません。</p> <p>ご意見を踏まえ、周辺状況を再度確認のうえ、その結果を踏まえ調査地点としての追加について検討します。</p>
28	<p>環境保全の見地から・・・ということに対しては違う方向からの意見・要望になりますが、ご一読ください。</p> <p>我が家は（風車の地図上では囲いの外）風車設置・工事場所とは遠い（？）場所にありますが、工事車両の通行に関して懸念しております。工事車両が（国道249号線から入る）県道50号線を（頻回に）通行することはないのでしょうか？利用するのでしょうか？</p> <p>剣地～上馬場までの区間、道沿いに家が並んでいます。県道と言っても普通車がやっとすれ違いか、もしくは譲り合う程度の道幅です。工事車両が通ると騒音、振動、排気ガスの影響が著しく、窓を全く開けられません。能登半島地震の復旧工事の時がまさにそうでした。（飛石で窓ガラスにヒビが入ったりもします）</p> <p>はっきり申し上げますと、今回の工事にかかる車両は50号線を利用して欲しくありません。風車に関する影響に目が行きがちですが、このことに関しましてもご配慮をお願い致します。</p>	<p>工事関係車両は、方法書 p14 に示した経路から広域農道を走行しますので、県道 50 号の走行は想定しておりません。</p>
29	<p>1. p12 「～志賀町里本江で砒素が環境基準値を超過している。」と書かれている。超過したままで進めるのはおかしい。</p>	<p>本事業では砒素の発生はございませんので、新たな影響は生じないものと考えております。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（11）

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
30	2. p13「動物 植物 生態系」～鳥類 55 種・・・が確認されている。と記述あるが具体的に名前を列記せよ。 以上要約書より。他に下記の要望があります。	方法書本編にお示ししております。
31	1. 地元説明会をもう一度開催して欲しい。前回は所用があり出席できなかった。	方法書における環境影響評価法に基づく説明会とは別に、地区への説明会を適宜開催していく予定です。
32	2. とにかくバカデイ、これだけ巨大なプロペラが事故無く運用できるとはとても思えない。 国内で実績がありますか。	風力発電機も技術革新・性能向上の日進月歩があり、風力発電機の最新機は古い機種と比べ発電能力がアップし、また運用上の性能向上も図られていると言われます。その理由から、現在、新たに風力発電機の設置計画時は、最新機の導入を前提に検討されると聞いております。 なお、風力発電所のアセスメント、導入にあたっての設計・設置工事には時間を要するため、現在の最新機種は今後設置されていくようです。 本事業での、風力発電機のメーカー、機種決定に当たっては、運用上の性能等を重視して行います。
33	3. 避雷針が付いていない様に見受けられる。危険である。	風力発電機は、本事業区域で定められている雷保護対策の規格等の関係法令に準拠し、避雷システムを具備した設備を導入いたします。
34	バードストライクによる野鳥減が心配。風車の羽が破損して周囲に影響を与えるのでは？炎上してオイル類が飛散したら回収できる？	鳥類に関しては今後調査、予測及び評価を行い、影響をできる限り小さくするように検討いたします。 風力発電機の運転開始後は、定期的な設備点検・メンテナンスを行い、設備故障を予防を行います。万一の機器障害、天災により風力発電機設備に支障・破損が発生した場合は、周辺の安全、環境への影響を考慮した保全作業を行います。また、想定外の事故等により部品等飛散が発生した場合はその回収を行います。
35	環境破壊、景観破壊、騒音公害、低周波音被害、美しい自然豊かな輪島市門前町に巨大風力発電は必要ありません。人口が少ない地域でも、全国に低周波音被害者が存在し、それがもとで死亡しています。事業者の金儲けのために、住民を無視して建設することはやめて下さい。観光に悪い影響が出ることははっきりわかっています。動物も野鳥も植物にも悪い影響が出ます。なぜそれがわからないのですか？観光地である能登を壊すことは絶対にやめて下さい。	ご意見を踏まえ、アセスメントの調査、事業計画の検討を進めてまいります。
36	自然に優しく周辺に問題の無い事を強く望みます。	ご意見を踏まえ、アセスメントの調査、事業計画の検討を進めてまいります。



○折込チラシによるお知らせ

## 風力発電事業に関する 「環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

輪島市及び志賀町で、株式会社Loopが計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価方法書」を縦覧します。

■縦覧書類	(仮称)西能登ウインドファーム 環境影響評価方法書
■縦覧場所	・石川県庁 行政情報サービスセンター ・石川県奥能登総合事務所 総務企画部企画振興課 ・輪島市役所本庁舎 ・輪島市門前総合支所 ・輪島市立図書館 ・志賀町役場 環境安全課 ・志賀町富来支所
■電子縦覧	<a href="http://loop.co.jp/">http://loop.co.jp/</a>
■縦覧期間	平成30年2月1日(木)～3月5日(月)
■意見書の受付	環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書(任意の書式も可)に氏名、住所、意見(意見の理由も含む)をご記入の上、3月19日(月)までに縦覧場所に設置してある意見書箱に投函するか下記問い合わせ先へ郵送してください(当日消印有効)。
■住民説明会	1. 輪島市 輪島市門前会館(石川県輪島市門前町走出6-92-2) 平成30年2月10日(土)14時より 2. 志賀町 志賀町富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲-10) 平成30年2月11日(日)14時より
■問い合わせ先	〒110-0005 東京都台東区上野3丁目24番6号 上野フロンティアタワー22階 株式会社Loop 担当:五艘、齋藤 ☎03-5846-2317

## ○インターネットによる「お知らせ」

FUTURE PHILOSOPHY Loop Way SERVICE 会社概要

オンラインショップ | ソーラー事業

NEWS

2018.02.01

## 「(仮称)西能登ウィンドファーム環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)西能登ウィンドファーム環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、1月31日、経済産業大臣に届け出しましたので、以下のとおり公表します。

- ※方法書は、2018年02月01日(木)～2018年03月05日(月)の間中は閲覧が可能です。
- ※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
- ※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
- ※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

第1章\_事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 2355KB  
 第2章\_事業計画 232,841KB  
 第3章\_(1)自然的状況 2320,448KB  
 第3章\_(2)社会的状況 15,134KB  
 第4章\_配慮事項 8,547KB  
 第5章\_配慮書意見 561KB  
 第6章\_調査予測及び評価の手法 14,012KB  
 第7章\_その他環境省令で定める事項 5,804KB  
 第8章\_委託 64KB  
 方法書\_要約書

## &lt;方法書の縦覧&gt;

## 縦覧場所

- ①石川県庁 行政情報サービスセンター
- ②石川県農林総合事務所 総務企画部企画振興課
- ③輪島市役所本庁舎
- ④輪島市門前総合支所
- ⑤輪島市立図書館
- ⑥志賀町役場 環境安全課
- ⑦志賀町富来支所

縦覧期間：2018年02月01日(木)～2018年03月05日(月)

縦覧時間：土日祝を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(※ただし輪島市立図書館については、以下時間となります)

火～金曜日 午前9時30分から午後6時まで

土日祝日 午前9時30分から午後5時まで

休館日 月曜日(当日祝日の場合は翌日)、第四木曜日

## &lt;意見の提出&gt;

本方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置されている意見書(あるいは以下に示す意見書様式)に記入の上、以下のとおりご提出ください。

1. 意見書の記載事項・様式
  - ・意見される方の住所・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - ・方法書について環境の保全の見地から意見内容及びその理由
  - ・住所、氏名、対象配慮書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、方法書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。
  - ・また、電子メールでも受け付けます。(http://loop.co.jp/contact/)

## 2. 意見書の提出期限

2018年3月19日(月)(当日消印有効)

## 3. 意見書の提出先

〒100-0004 東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー22階  
 株式会社Loop 五線 洋行 宛

## &lt;方法書の説明会&gt;

方法書の説明会を以下により開催いたします。

- ・輪島市門前会館(輪島市門前町走出6の92番地2)  
平成30年2月11日(日)14時00分より
- ・志賀町富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地)  
平成30年2月10日(土)14時00分より

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社Loop コンタクトセンター

TEL: 03-4577-9001(平日9:00～18:00)

Webからのお問い合わせ: http://loop.co.jp/contact/

